

# 令和7年度から国の制度改正 により義務化されたもの

水戸市障害福祉課  
管理係

# 1.地域連携推進会議

# (1) 地域連携推進会議の概要

「障害者支援施設」及び「共同生活援助事業所」では、地域との関係づくりや、地域の方への施設等や利用者への理解促進等を目的として、おおむね年1回以上地域連携推進会議を開催することが義務付けられました。

また、地域連携推進会議の構成員（地域連携推進員）に対しては、おおむね1年に1回以上の頻度で施設や共同生活住居を見学する機会を設けることとなっています。

## (2) 会議の構成員と人数

会議の構成員は、「利用者」、「利用者家族」、「地域の関係者」、「福祉に知見のある人」、「経営に知見のある人」、「施設等所在地の市町村担当者」などを想定しています。

このうち、「利用者」、「利用者家族※」、「地域の関係者」は必ず選出することになっています。

※利用者家族が施設等の近隣にいない、利用者や施設等と家族との関係が良好でない場合などは、成年後見人、利用者家族と関わりのある支援者、家族会の会員など、利用者家族の代弁者となり得る立場の方に参加いただくことが望ましいです。

### (3) 設置主体等

地域連携推進会議の設置は、指定を受けた事業所単位となります。

ただし、「共同生活援助事業所」において複数の共同生活住居を設置している場合には、その共同生活住居すべてに年1回以上、地域連携推進員が見学する機会を提供してください。

※共同生活住居への見学は地域連携推進員が全員で行う必要はありませんが、事業所職員(法人関係者を含む)のみとならないように注意してください。

## (4) 会議の議題例

- ・障害についてレクチャー
- ・近隣からの苦情等の共有
- ・地域行事のご案内
- ・利用者の日常生活の様子について
- ・経営状況の報告
- ・BCP(業務継続計画)の策定状況について
- ・虐待、事故、ヒヤリハットの報告
- ・支援者の様子
- ・利用者の意向アンケート結果

## (5) 会議計画書及び実施報告書の提出

翌年度実施する会議の計画書を、毎年3月末日までに水戸市障害福祉課へ提出が必要となります。

また、当年度実施した地域連携推進会議の会議録及び各施設・共同生活住居の見学内容の実施報告書について、毎年度末(3月末日)までに提出してください。

## 2.雇用と福祉の分野横断的な基礎的 知識・スキルを付与する研修 (基礎的研修)

# (1) 概要

令和7年度より以下の従業員については、「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修(以下「基礎的研修」という。)」の受講が必須となりました。

- ・就労移行支援事業所の「就労支援員」
- ・就労定着支援事業所の「就労定着支援員」

# (1) 概要

基礎的研修が未受講であっても、経過措置として令和10年3月31日までは、就労支援員や就労定着支援員の業務に従事が可能となっております。

基礎的研修の受講には、厚生労働省の方針に基づき優先順位が設けられています。研修の申込みについては、計画的に行ってください。